

広 情 審 第 4 号

平成22年3月12日

広島市長 秋 葉 忠 利 様

広島市情報公開審査会

会長 佐 伯 祐 二

存否応答拒否決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年8月31日付け広〇〇第1416号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第43号関係）

答 申 書

平成21年8月31日付け広〇〇第1416号で諮問のあった事案（諮問第43号で受理）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「〇〇被告の事件について、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の経過がわかるもの（〇〇〇〇〇〇〇〇）」という公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）がその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当です。

2 異議申立ての趣旨

平成21年8月20日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年7月30日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が同年8月12日付け広〇〇第1294号で行った存否応答拒否決定（以下「本件拒否決定」という。）の取消しを求めるというものです。

3 申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

(1) 本件開示請求の経緯等

[illegible]

(2) 本件拒否決定については、次の理由により取り消されるべきである。

エ 本件開示請求の内容は、上記ア、イ及びウの理由により、条例第 7 条第 1 号ア、ウ及びエに該当するもので、開示すべき情報であるにもかかわらず、実施機関により違法な本件拒否決定がなされた。

(ウ) (略)

イ 条例第7条第1号イ該当性について

(ウ) (略)

ウ 条例第7条第1号ウ該当性について

財産」です。申立人が主張している利益は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○により担保されるものであり、本件存否情報
を公にすることにより保護される「人の・・・財産」が存在するような事情は認められ
ません。したがって、本件存否情報は、条例第7条第1号ウには当たらないと認めら
れます。

エ 条例第7条第1号エ該当性について

(7) 申立人は、本件事件で起訴の原因となった行為は、被告人の就業中の行為であり、地方公務員としての行為であると主張しています。また、現時点で広島市は被告人への懲戒処分を行っておらず、給与も支払われているから、被告人としての発言は、職務遂行中の行為であり、当該情報は、条例第7条第1号エに規定する「当該個人が公務員等・・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するため、開示すべき情報であると主張しています。

(イ) しかし、本件存否情報は、私人である〇〇〇〇の情報です。したがって、「当該個人が公務員等・・・・・・である場合」に該当せず、条例第 7 条第 1 号エには当たらないと認められます。

(3) 以上のことから、本件存否情報は、条例第7条第1号本文に該当します。しかも、上記(1)のアで述べたように、本件対象文書の存在又は不存在を前提とし、本件開示請求に対して何らかの応答をすることは、本件存否情報を明らかにし、不開示情報を開示する結果となりますので、実施機関が、条例第10条の規定に基づき、本件拒否決定を行ったことは、妥当と判断するものです。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりです。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2 1 . 8 . 3 1	広〇〇第 1 4 1 6 号の諮問を受理（諮問第 4 3 号で受理）
2 1 . 1 0 . 2 0 （第 1 回 審 査 会）	審 議（諮問第 4 3 号の事案の概要説明）
2 1 . 1 1 . 1 0 （第 2 回 審 査 会）	審 議（異議申立人及び実施機関の口頭意見陳述）
2 1 . 1 2 . 2 2 （第 3 回 審 査 会）	審 議
2 2 . 2 . 9 （第 4 回 審 査 会）	審 議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
金 谷 圭 子	弁護士
佐 伯 祐 二 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
吉 村 知 子	中国新聞社論説委員